

## 令和元年度における中国地区の下請法の運用状況等について

令和2年6月25日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所中国支所

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者3,100名（製造委託等<sup>(注1)</sup>2,090名、役務委託等<sup>(注2)</sup>1,010名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者13,100名（製造委託等8,941名、役務委託等4,159名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
	全 国	中 国	全 国	中 国
令和元年度	60,000	3,100	300,000	13,100
製造委託等	35,810	2,090	200,190	8,941
役務委託等	24,190	1,010	99,810	4,159
平成30年度	60,000	3,000	300,000	13,100
製造委託等	39,175	2,154	211,741	9,541
役務委託等	20,825	846	88,259	3,559
平成29年度	60,000	3,000	300,000	13,100
製造委託等	38,680	2,109	208,513	9,493
役務委託等	21,320	891	91,487	3,607

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

##### ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は478件（製造委託等354件、役務委託等124件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが466件（製造委託等344件、役務委託等122件）、下請事業者等からの申告によるものが12件（製造委託等10件、役務委託等2件）である。

##### イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は475件（製造委託等352件、役務委託等123件）であり、このうち473件（製造委託等351件、役務委託等122件）について指導（違

反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。)の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 <sup>(注2)</sup>				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 <sup>(注1)</sup>	指導 <sup>(注1)</sup>	小計		
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	中国	466	12	0	478	0	473	473	2	475
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	中国	344	10	0	354	0	351	351	1	352
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	中国	122	2	0	124	0	122	122	1	123
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	中国	410	8	0	418	0	410	410	3	413
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	中国	293	6	0	299	0	292	292	3	295
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	中国	117	2	0	119	0	118	118	0	118
平成29年度	全国	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
	中国	384	3	0	387	0	374	374	20	394
製造委託等	全国	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
	中国	271	3	0	274	0	264	264	17	281
役務委託等	全国	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
	中国	113	0	0	113	0	110	110	3	113

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況 (第3表参照)

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で776件となっており、このうち、製造委託等に係るものが582件、役務委託等に係るものが194件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は370件(類型別件数の合計の47.7%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが282件、役務委託等に係るものが88件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は406件(類型別件数の合計の52.3%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が201件(実体規定違

反に係る類型別件数の合計の 49.5%), ②下請代金の減額が 64 件 (同 15.8%), ③買ったたきが 38 件 (同 9.4%) 等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は 300 件であり, その内訳は, ①下請代金の支払遅延が 131 件 (製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 43.7%), ②下請代金の減額が 47 件 (同 15.7%), ③買ったたきが 32 件 (同 10.7%) 等となっている。

(1) 役務委託等に係る実体規定違反は 106 件であり, その内訳は, ①下請代金の支払遅延が 70 件 (役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 66.0%), ②下請代金の減額が 17 件 (同 16.0%), ③買ったたきが 6 件 (同 5.7%) 等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反												合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	取引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	中国	326	44	370	3	201	64	2	38	13	6	22	22	34	1	406	776
製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	中国	252	30	282	2	131	47	2	32	9	6	21	20	29	1	300	582
役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	中国	74	14	88	1	70	17	0	6	4	0	1	2	5	0	106	194
平成 30 年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
	中国	311	60	371	4	187	60	2	93	3	9	26	18	6	0	408	779
製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	中国	226	37	263	2	124	49	1	73	2	9	26	13	5	0	304	567
役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	中国	85	23	108	2	63	11	1	20	1	0	0	5	1	0	104	212
平成 29 年度	全国	5,322	649	5,971	23	3,129	611	20	1,179	94	92	324	261	45	0	5,778	11,749
	中国	318	27	345	2	140	39	1	36	7	5	16	8	3	0	257	602
製造委託等	全国	3,826	448	4,274	19	1,988	461	19	932	62	89	311	212	29	0	4,122	8,396
	中国	232	20	252	2	94	29	1	29	4	5	15	6	2	0	187	439
役務委託等	全国	1,496	201	1,697	4	1,141	150	1	247	32	3	13	49	16	0	1,656	3,353
	中国	86	7	93	0	46	10	0	7	3	0	1	2	1	0	70	163

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため, 違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数 (「勧告」及び「指導」の合計件数) とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については, 発注書面の不交付のほか, 記載不備も含まれる。

### (3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和元年度においては, 下請事業者が被った不利益について, 親事業者 13 名<sup>(注)</sup> から, 下請事業者 107 名<sup>(注)</sup> に対し, 総額 958 万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては, 親事業者 3 名から, 下請事業者 41 名に対し, 91 万円の減額分が返還された (第 4 表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額) (注)
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	中国	3名	41名	91万円
平成30年度	全国	120名	4,593名	1億8367万円
	中国	7名	21名	486万円
平成29年度	全国	140名	7,659名	16億7800万円
	中国	14名	136名	292万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者8名から、下請事業者64名に対し、842万円の遅延利息が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	中国	8名	64名	842万円
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	中国	10名	28名	1006万円
平成29年度	全国	138名	3,015名	1億9675万円
	中国	7名	89名	146万円

ウ 返品事件においては、親事業者1名は、下請事業者1名から、23万円相当の商品を引き取った（第6表参照）。

第6表 返品事件における商品の引取り状況

年 度	項 目	引取りを行った	引取りを受けた	引取りを行った商品
		親事業者数	下請事業者数	の年度総額
令和元年度	全国	11名	106名	6億6438万円
	中国	1名	1名	23万円
平成30年度	全国	7名	59名	1911万円
	中国	—	—	—
平成29年度	全国	11名	107名	360万円
	中国	—	—	—

(注) 該当がない場合を「—」で示した。以下同じ。

エ 買ったたき事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、1万円の買ったたき分が返還された（第7表参照）。

第7表 買ったたき事件における買ったたき分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	(原状回復額)
令和元年度	全国	2名	2名	3万円
	中国	1名	1名	1万円
平成30年度	全国	3名	14名	244万円
	中国	—	—	—
平成29年度	全国	1名	1名	289万円
	中国	—	—	—

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和元年度の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等に係る講習会

#### (1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和元年度においては、中国支所では5回の講習会を実施した。

#### (2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和元年度においては、中国支所では中国経済産業局と共同して、当該講習会を5県6会場（うち公正取引委員会主催分は2県3会場）で実施した。

### 2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和元年度においては、中国支所では223件の相談に対応した。

### 3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和元年度における中国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は14名である。

令和元年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等

について意見聴取を行った。

#### 4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和元年度においては、中国支所では事業者団体等へ3回講師を派遣した。

## 令和元年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① コンピュータ周辺機器の製造を下請事業者へ委託しているA社は、「毎月末日納品締切、翌々月15日支払」又は「毎月末日納品締切、翌々々月15日支払」の支払制度を採っていたため、当該下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受領した日から60日を超えて下請代金を支払っていた。
- ② グッズ等の製造及びCM等情報成果物の作成を下請事業者へ委託しているB社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受領した日から60日を超えて下請代金を支払っていた。
- ③ 食品の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 食品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、事務処理上のミスにより、情報システムの利用手数料等として、一定額を下請代金から減じていた。
- ② 菓子パッケージのデザインの作成を下請事業者へ委託しているE社は、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料として、実費を超えて一律の手数料を下請代金の額から減じていた。
- ③ セキュリティ機器等に使用する部品の製造及びプログラムの作成を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意を文書で行わずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 返品（第4条第1項第4号）

- コンピュータ周辺機器の製造を下請事業者へ委託しているG社は、受領後に、製品の販売先の発注ミス等、下請事業者の責めに帰すべき理由によらずに返品していた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 食品の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、自己の企画したキャンペーンにおいて、うなぎ等の商品を購入するよう要請していた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 人工関節等の製造に必要な部品の加工を下請事業者へ委託しているI社は、下請事業者に対し、製造を委託した部品の原材料を有償で支給しているが、支給された原材料を用いて製造した製品に係る下請代金の支払期日より前に、原材料の対価を支払わせていた。

6 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- トラックの修理作業等を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（135日）を交付していた。